

介助の人も投票所に入場できます

投票所で介助をする人はどこまで入れるの？

障害のある人にとって、投票所は慣れている場所とは限りませんので、1人で投票所の中を移動することには不安もあるかと思います。

そんなときは、家族や介助をする人と一緒に投票所の中に入れます。



投票所には、原則として、投票する人、投票事務に従事する者、警察官以外の出入りはできません。（有権者であっても、投票以外の目的で入場できません。）

例外として、投票する人が同伴する18歳未満の人、投票する人を介護する人などは、投票する人と一緒に投票所に入場できます。

いっしょに入るにはどうしたらいいの？

どこまで付きそいが認められるかは、投票管理者（投票所の責任者）が状況に応じて個別に判断することになります。（投票所の職員で介助が可能かどうか、投票する人それぞれの状況に応じて判断します。）

まずは、投票所入口にいる受付の職員にお声かけください。

また混雑している時には、入場をお待ちいただく場合があります。

介助者マーク

介助する人は受付で**介助者マーク**のネームプレート（右図参照）をお渡ししますので、投票所内に入室中は首からかけ、見えるように表示してください。



介助者マーク

投票所にいっしょに
入ってくれるから安心



投票所内を介助する人といっしょに移動できます。

投票所に入ると、まず、名簿照会を行います。ここでは入場券をもとに本人確認を行います。投票する本人がケガや障害、高齢などにより、投票所入場券の提示や本人確認が難しい場合は、介助者が本人にかわって、名簿対照係に投票所入場券や運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳などの本人確認書類をお見せいただければ、投票がスムーズにできます。

また、投票所では、係の人に付きそいや手助けを頼むことができます。

係の人に「わかりやすい言葉で説明してほしい」「ゆっくり話しかけてほしい」「体の支え方をこうしてほしい」などの希望や、お困りごとがありましたら、伝えてください。

また、自分で投票用紙に記入することが難しい場合、係の人に代わり投票用紙に記入（代理投票）してもらうこともできます。

投票所内で介助する上での注意

投票所内で、ほかの人の投票に干渉したり、特定の候補者への投票を誘導する行為は「投票干渉罪」にあたるおそれがあります（公職選挙法第 228 条）。

投票所内で、投票内容を指示したり、「政党名」や「候補者名」を口に出したり、代理で投票用紙に記入したりすると、投票の干渉に該当します。

記載の際には投票所係のものが対応しますのでお声かけください。